

スポーツ選手強化対策事業 実施団体募集要項

- ・ジュニア選手トレーニングセンター事業



公益財団法人宮城県スポーツ協会

— 目 次 —

- 令和 4 年度実施要項（仮）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 4

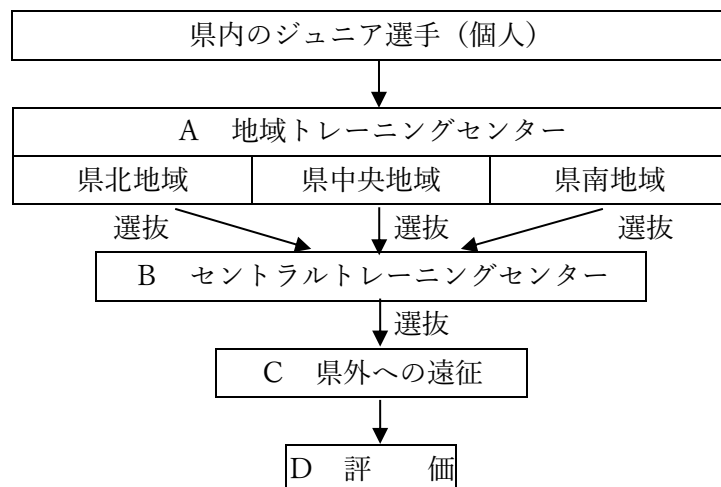
【参考資料】

- 令和 3 年度スポーツ選手強化対策事業補助金の手引き（一部抜粋）
 - ・補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法・・・・・・・・・・ P 5～P 7
 - ・自家用車使用補助対象額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - ・一般交通機関利用補助対象額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

令和4年度ジュニア選手トレーニングセンター事業実施要項（仮）

- 1 目 的 国民体育大会における男女総合成績の向上と、世界を舞台に活躍する選手を育成するためには早期の段階でその才能を発見し、良好な環境の下で能力を伸ばす必要がある。
このため、ジュニア層を対象とした強化事業の実施によって優れた素質を持つ選手を掘り起こし、その中でさらに選抜された選手による強化事業を行う。本協会加盟競技団体が主催となり選手強化を目的とし、当該競技団体強化部が主体となって行う事業である。
- 2 主 催 本協会加盟競技団体（国体正式競技団体）
- 3 事業期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）
- 4 対象競技 16団体程度
- 5 対 象 者 小学生・中学生
- 6 事業内容 地域トレーニングセンターで優れた素質をもつ選手を掘り起こし、セントラルトレーニングセンターでより一層の競技力向上を図るため、練習会や強化合宿等を実施する。さらに、そこで最終的に選抜された選手により、県外への遠征を行い、将来的に有望な選手を育成する。

《事業フロー》



- A 地域トレーニングセンター
- B セントラルトレーニングセンター
- C 全国大会等出場し、県外への遠征を行う。
- D 評価：年間を通して事業を実施し、当初の計画からの成果や問題点等を振り返る。

ジュニア選手トレーニングセンター事業 募集要項

1 募集内容

- (1) 事業名：ジュニア選手トレーニングセンター事業
- (2) 事業期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
- (3) 選考団体数：16競技団体程度

2 応募資格

- (1) 本協会加盟競技団体（国体正式競技団体）
- (2) 事業目的に則り、地域トレーニングセンター・セントラルトレーニングセンター・県外への遠征を実施することが可能であること。ただし、登録者数などの競技団体の現状を考慮します。
- (3) 参加者の決定にあたっては、チーム単位ではなく個人ごとに選抜を実施することが可能であること（チーム宮城の結成）。

3 補助金及び事業対象経費

(1) 補助金額について

1団体あたり300,000円程度

※宮城県からの補助金額等により、変更となる場合があります。

(2) 対象経費について

事業の実施に当たっては、以下にかかる費用を補助金の対象とする。

補助対象経費	内容	補助対象経費
ジュニア期の選手育成・強化を目的とした事業	練習会 合宿 遠征	諸謝金 交通費 宿泊費 競技用消耗品 使用料・賃借料

※金額や支出証明方法については、「スポーツ選手強化対策事業補助金の手引」に則り適切に処理を行うこと。

※諸謝金については、管轄をする税務署の指示に従い源泉税を納めること。

※領収書の宛名は各競技団体名とすること。

4 審査基準

(1) 選定について

宮城県スポーツ協会が事業計画書の内容及びヒアリングの実施により、審査を行い、総合的に判断し実施する競技団体を決定する。

【審査について】

No	審査項目	内 容
1	事業計画の内容	事業目標、事業の計画性
2	ヒアリングの内容	担当者への現状等の聞き取り

(2) 競技団体ヒアリングについて

日程については、ヒアリング日程調査を基に別途通知する。

【実施日時】令和4年3月8日（火）～3月16日（水）

【実施場所】セントラルスポーツ宮城 G21 プール 会議室

【実施時間】20分程度

【出席者】2名以内

(3) 審査後の流れについて

審査結果については、ヒアリングに参加した競技団体に対し、文書により通知する。

(4) 辞退について

応募申請書または決定通知後に競技団体が辞退した場合。

(5) 失格について

①応募申請書、事業計画書の提出が期限に遅れた場合。

②競技団体ヒアリングに参加しなかった場合。

5 スケジュール（予定）

令和4年2月5日（土） 事業説明会

令和4年2月10日（木） 質問書締め切り

令和4年2月15日（火） 質問回答

令和4年2月21日（月） 応募申請書締め切り

令和4年3月3日（木） 事業計画書締め切り

令和4年3月8日（火） 競技団体ヒアリング
～3月16日（水）

令和4年3月22日（火） 審査結果通知

6 質問書及び回答

(1) 質問書について

【提出書類】質問書（様式1号）

【提出方法】電子メール

【受付期間】令和4年2月6日（日）～2月10日（木）12時まで

【回答予定】令和4年2月15日（火）※メール施行

7 各種申請書類

(1) 応募申請書について

【提出書類】①応募申請書

②ヒアリング日程調査

【提出方法】宮城県スポーツ協会事務局へ郵送または持参すること

【提出期限】令和4年2月21日（月）12時 必着

(2) 事業計画書について

【提出書類】 事業計画書

【提出方法】 電子メール

【提出期限】 令和4年3月3日（木） 必着

8 問い合わせ先

公益財団法人宮城県スポーツ協会

住所：〒981-0122 宮城郡利府町菅谷字館 40-1

TEL：022-349-9655（平日 8：30～17：15）

E-mail：m-sports@mspf.jp

担当部署：スポーツ推進部 ジュニアスポーツ課

【参考資料】

補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法

令和３年４月現在

【交通費】

運用実例		支出の証明方法
県内	一般交通機関について	「県内交通費受領書」 該当欄に、参加者に自筆で署名押印
	公共交通機関利用料金往復分とする。上限金額は１日１人当たり ３，０００円	
	自家用自動車使用について	
	別紙指定様式に総距離の概数（小数点以下は切捨て）を申告、これを基にｋｍ当たり２０円の手賃を乗じて算出する。（同一市町村内の移動も同様とする。上限金額は１日１台当たり ３，０００円） 自家用自動車の便乗者には交通費の支給を要しない。	
県外	有料道路利用について	道路管理者発行の領収書 ETC 支払証明書を台紙に添付
	有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。（一日上限金額の他に補助充当を認める。）	
	一般交通機関について	「県外交通費受領書」 該当欄に、参加者に自筆で署名押印 または、交通機関又は旅行代理店が発行する領収書を台紙に添付
	仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのＪＲ料金を上限とし、公共交通機関利用料金往復分とする。ただし、学生、生徒については学割料金、小学生以下は小児料金とする。	
	一般交通機関利用時の現地交通費について	「県外交通費受領書」
	現地交通費として１人１日につき１，０００円を上限として認める（一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性及び会場の立地条件等によりタクシー及びレンタカーの使用も認める）。	
	①一般交通機関（ＪＲ・私鉄・バス等）利用の場合	該当欄に、参加者に自筆で署名押印
	②タクシー利用の場合 《例》１台のタクシーに４名乗車した場合は、４，０００円まで利用可。それを超えた場合は参加者負担とする。	領収書を台紙に添付 乗車した参加者名を台紙に記入
	③レンタカー利用の場合 借り上げ台数は、自家用自動車使用の算出方法による。補助対象の上限は、乗車人数×１，０００円とし、上限内でのガソリン代も認める。上限を超えた場合は参加者負担とする。	取り扱い業者が発行する領収書（明細が分かるもの） ガソリン代の領収書を台紙に添付
	自家用自動車使用について	
	一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性により自家用自動車使用も認める。 仙台市～県庁所在地までのＪＲ運行区間の最短営業距離数に３２円の車賃を乗じて算出する。 「自家用車使用補助対象額表参照」 車両数は種別ごとに算出し、原則定員の半分以上の人数が乗車するよう配車すること。※指導者・選手以外の運転者は対象外とする。 《計算例》 選手・監督１２人が茨城県まで自家用自動車を利用する場合、 2.5 を分母として小数点以下は切り捨てて求める。 $12 \div 2.5 = 4.8 \neq 4$ 台 対象経費 １台１５，６８０円×４台＝６２，７２０円	県外交通費（自家用自動車使用簿） 該当欄に、運転者に自筆で署名押印 または、インターネットバンキング等による振込明細を印刷したものを添付する。ただし、振込手数料は補助対象外とする。
	有料道路利用及び駐車料金について	道路管理者発行の領収書 ETC 支払証明書 宿泊施設発行の駐車料金領収書を台紙に添付
	有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。 利用宿泊施設等において駐車料金を徴収する場合に限り、駐車料金を対象とする。	
	レンタカー借り上げについて	取り扱い業者が発行する領収書（明細が分かるもの） ガソリン代の領収書（対象額上限内での利用可）
	借り上げ台数は、自家用自動車使用の算出方法による。 補助対象の上限は、借上料の実費、又は上記で算出した自家用自動車使用の交通費のいずれか少ない額とする。対象額上限内でのガソリン代も認める。 《計算例》 選手・指導者１６人が福島県まで小型バスをレンタルした場合、 2.5 を分母として小数点以下は切り捨てて求める。 $16 \div 2.5 = 6.4 \neq 6$ 台分 対象経費 １台分５，０５６円×６台分＝３０，３３６円	
	公的機関・学校等所有のマイクロバス借用について	
	自家用自動車使用に準じる。 なお、謝礼、心づけの類は補助対象外とする。	
	運転手付き貸切バス借り上げについて	取り扱い業者が発行する領収書（明細が分かるもの）
	補助対象の上限は、公共交通機関利用往復分のいずれか少ない額とする。（一般交通費機関利用補助対象額表参照） 乗務員に係る宿泊費は補助対象とする。取り扱い業者が発行する領収書に記載し、交通費として計上する。	
	県外の招待チームの交通費について	上記に記載されている運用実例、証明方法に準じる。
	基本的に県内選手が遠征する場合と同様とする。ただし、貸切バス、レンタカー利用の場合は、債権者の請求書に基づき、主催者（競技団体）が直接支払を行なうこと。	
	海外遠征について	取り扱い業者が発行する領収書
	目的国までの往復航空運賃及び国内交通費を対象とする。 空港使用料、搭乗者保険料等は含まない。	
	自家用自動車を使用してフェリーを利用した場合について	取り扱い業者が発行する領収書
	フェリー料金を含め全て補助対象とする。 自家用自動車使用については、フェリーを降りた市町村から県庁所在地までのＪＲ運行区間に３２円を乗じた車賃の合計。（県庁所在地を基準） 有料道路通行料は別に対象とする。 例１：フェリー航路 仙台－苫小牧間（往復）の場合 フェリー料金全額 車賃 苫小牧－札幌 JR 運行区間×３２円 ４，５４４円（１４２ｋｍ） 例２：フェリー航路 青森－函館間 フェリー料金全額 仙台－青森 ２４，０６４円（交通費一覧による） 函館－札幌 JR 運行区間×３２円 ２０，３８４円（６３７ｋｍ）	

【交通費】（次項続き）

運用実例		支出の証明方法
補助対象について		
	基本的に、監督（コーチ含む）・選手以外は補助対象外となるが、事業によっては講師等が対象となるので確認すること。	
東北総体、国体期間中の支援コーチについて		自家用自動車使用の運用実例、証明方法に準じる。 車両数は、定員の半分以上の人数が乗車するよう配車すること。
	対象となる支援コーチの人数は、それぞれの大会で3名までとする。 東北総体は、国体ブロック予選の競技・種目に限る。	

【宿泊費】

運用実例		支出の証明方法
1泊2食（夕食、朝食）付きの宿泊費について（上限額10,000円）		宿泊施設等管理者または、取り扱い業者が発行する、電算処理された領収書 明細として「宿泊精算確認書」を利用することができる。
	補助対象宿泊費の上限額を超える場合であっても、実際の支払額による領収書とする。 一泊の宿泊料が上限額の10,000円を超過しないこと。宿泊総数で平均して、上限額を超えなければよいというものではない。 限度額内であれば、入湯税も認める。	
夕食、朝食を宿泊施設で摂食できずに、外食した場合等について		領収書（単価・数量を明記）又はレシート（単価・数量明記のもの）
夕食1,500円、朝食800円を上限とした実費とする。ただし、宿泊費の上限額10,000円を超えないこと。 アルコール類、菓子類の計上は認めない。 宿泊施設で摂食できない理由（月日、人数、参加者全員でない場合はその対象者氏名）を領収書台紙余白に明記すること。 ※グランディ21合宿所利用の特例 グランディ21合宿所の食堂は外食とは見なさない。リフレッシュプラザの食事代金（朝食・夕食）はすべて宿泊費と見なす。		
学校、企業の合宿所利用について		
	謝礼は補助対象外とする。	領収書は施設管理者の発行するものとし、光熱水費及び使用料等明細書を求めること。 夕食・朝食の提供を受けた場合はその単価、数量を明記させること。
宿泊用具の借上げについて		取り扱い業者が発行する領収書
	貸布団、シーツ代の賃借料は宿泊費とすることができる。	
東北総体、国体期間中の支援コーチについて		監督・選手と同様
	支援コーチの人数は必要最小限とし、それぞれの大会で3名までとする。 東北総体は、国体ブロック予選の競技・種目に限る。	
県外の招待チームについて		上記に記載されている運用実例、証明方法に準じる。
	県内選手が遠征する場合と同様とする。 手配、支払を主催者（競技団体）が行なうこと。	
海外遠征について		取り扱い業者が発行する領収書
	国内宿泊費及び海外での宿泊費（上限10,000円）を補助対象とする。	
他県チームとの合同合宿等における証憑類について		
	原則として、本県チームあての取扱業者等が発行する電算処理された領収書を添付する。（明細が分かるもの） 前述の証憑類の取得が困難な場合は、主催者が取扱業者等へ支払った総額の領収書の写しと、本県チーム負担分の領収書及び当該事業の全参加者数がわかる資料を添付する。	
旅行代理店発行の宿泊料の領収書について（バック料金の取り扱い）		
	クーポンを受領した場合やバック料金の場合で、宿泊施設の領収書を徴することが困難であるときは、その旨明記し、旅行代理店発行領収書を添付すること。また、バック料金で交通費と宿泊費の内訳が分からない場合は、様式第2号と第6号に記載するとき、参加人数に別紙「一般交通機関補助対象額」を乗じ、残額が発生した場合は、その残額を宿泊費に記載すること。なお、バック料金が通常の交通費より安い場合は、その金額を補助対象上限とし、宿泊費の記載の必要はないものとする。	
補助対象について		
	基本的には監督（コーチ含む）・選手以外は補助対象外となるが、事業によっては講師等が対象となるので確認すること。 貸切バス乗務員の宿泊費に関しては、補助対象とするが、交通費に計上すること。	

【競技用消耗品】

運用実例		支出の証明方法
競技用消耗品費に充当することができる事業の交付決定額の30%を上限とし、競技用消耗品費を、以下の条件で認める。 （ライフル射撃競技・クレール射撃競技には、2は適用しない。） 1 単価が50,000円未満のもので、競技団体独自で使用するものに限る。 2 交付決定額の30%を上限とする。 3 個人に帰属するもの（シューズ・ユニフォーム等）は認めない。 4 事業実施に係るPCRキット代等は認める。病院等でのPCR検査代やアルコール等の感染対策消耗品は認めない。 5 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費（マスク、手指消毒剤等。ただし、必要最低限の数量及び当該年度で消費し備品としないこと）		購入店の発行する品名及び個数が記載された領収書

【使用料・賃借料】

運用実例	支出の証明方法
会場使用料は使用料金の定めのある施設に限る。 (「会場使用謝礼」、「心付け」の類、駐車場使用料は補助対象外とする。)	会場管理者の発行する明細が記載された領収書及び使用許可証の添付

【諸謝金】

運用実例	支出の証明方法
事業の中心となって指導に当たる講師、帯同医、帯同トレーナーやトップアスリートに対して以下の基準で認める(複数可) 《講師謝金 基準》 県内講師 : 1回につき5,000円を上限とする。 県外講師 : 1時間当たり7,000円を上限とし、指導時間を乗じた金額とする。 帯同医 : 1日当たり10,000円を上限とする。 帯同トレーナー : 1日当たり10,000円を上限とする。 ただし、単なる引率や運営スタッフへの謝礼等は補助対象外とする。 以下は女子強化事業・短期特別強化事業のみ対象 トップアスリート : 1日当たり100,000円を上限とする。 トップアスリート(マネジメント会社等を通じて依頼する場合) : 1日当たり200,000円を上限とする。 ※ここでのトップアスリートとは、(元)日本代表選手・監督・コーチや、(元)プロスポーツ選手・監督・コーチ相当の人物。	「講師謝金受領書」 該当欄に、講師自筆で署名押印 または、インターネットバンキング等による振込明細を印刷したものを添付する。ただし、振込手数料は補助対象外とする。 ※ 源泉徴収については、源泉徴収所得税法を遵守のうえ、所轄税務署の指導・助言に基づき所得税の源泉徴収処理を行うこと。

【参考資料】

自家用車使用補助対象額（令和３年４月現在）

公益財団法人宮城県スポーツ協会事務局作成

No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
1	北海道	855.2	八戸、函館	1,710	54,720
2	青森県	376.1		752	24,064
3	岩手県	183.5		367	11,744
4	宮城県				
5	秋田県	267.2	北上、横手	534	17,088
6	山形県	62.8		125	4,000
7	福島県	79.0		158	5,056
8	茨城県	245.4		490	15,680
9	栃木県	242.3		484	15,488
10	群馬県	353.1	小山	706	22,592
11	埼玉県	327.6		655	20,960
12	千葉県	372.9	土浦、柏	745	23,840
13	東京都	351.8		703	22,496
14	神奈川県	380.6		761	24,352
15	山梨県	485.9		971	31,072
16	新潟県	249.8	山形、米沢	499	15,968
17	富山県	503.9	山形、新潟	1,007	32,224
18	石川県	563.3	山形、新潟 富山	1,126	36,032
19	福井県	640.0	山形、新潟 富山	1,280	40,960
20	長野県	461.1	山形、新潟	922	29,504
21	岐阜県	748.1		1,496	47,872
22	静岡県	532.0		1,064	34,048
23	愛知県	717.8		1,435	45,920
24	三重県	717.8		1,435	45,920

No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
25	滋賀県	797.6	新潟、富山	1,595	51,040
26	京都府	788.1	新潟、富山	1,576	50,432
27	大阪府	830.9	新潟、富山	1,661	53,152
28	兵庫県	864.0	新潟、富山、 大阪	1,728	55,296
29	奈良県	829.8	新潟、富山、 京都	1,659	53,088
30	和歌山県	903.2	新潟、富山、 大阪	1,806	57,792
31	鳥取県	1,041.6	新潟、富山、 京都	2,083	66,656
32	島根県	1,195.4	新潟、富山、 京都、岡山	2,390	76,480
33	岡山県	1,007.4	新潟、富山、 京都	2,014	64,448
34	広島県	1,168.7	新潟、富山、 京都	2,337	74,784
35	山口県	1,314.2	新潟、富山、 京都	2,628	84,096
36	徳島県	1,153.7	新潟、富山、 京都、岡山	2,307	73,824
37	香川県	1,079.2	新潟、富山、 京都、岡山	2,158	69,056
38	愛媛県	1,221.8	新潟、富山、 京都、岡山	2,443	78,176
39	高知県	1,186.7	新潟、富山、 京都、岡山	2,373	75,936
40	福岡県	1,449.4	新潟、富山、 京都、岡山	2,898	92,736
41	佐賀県	1,503.0	新潟、富山、 京都、岡山	3,006	96,192
42	長崎県	1,603.3	新潟、富山、 京都、岡山	3,206	102,592
43	熊本県	1,567.8	新潟、富山、 京都、岡山	3,135	100,320
44	大分県	1,515.1	新潟、富山、 京都、岡山	3,030	96,960
45	宮崎県	1,722.1	新潟、富山、 京都、岡山	3,444	110,208
46	鹿児島県	1,769.7	新潟、富山、 京都、岡山	3,539	113,248
47	沖縄県				

「片道距離」は仙台～県庁所在地までのＪＲ営業距離数で、最短の路程（経由地参照）による。
この表は、競技の特殊性により自家用自動車をやむを得ず使用した場合に使用すること。

【参考資料】

一般交通機関利用補助対象額（令和３年４月現在）
宮城県（仙台）から各都道府県（都道府県庁所在地）までの「往復料金」

（単位：円）

No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
1	北海道	45,440	40,600	22,720
2	青森県	22,840	20,280	11,420
3	岩手県	13,580	12,200	6,780
4	宮城県			
5	秋田県	21,120	18,920	10,560
6	山形県	2,340	2,340	1,160
7	福島県	6,420	6,420	3,200
8	茨城県	28,860	25,780	14,420
9	栃木県	17,140	15,320	8,560
10	群馬県	28,960	26,180	14,460
11	埼玉県	21,740	19,440	10,860
12	千葉県	23,920	21,280	11,960
13	東京都	22,820	20,400	11,400
14	神奈川県	23,920	21,280	11,960
15	山梨県	28,860	25,780	14,420
16	新潟県	39,540	35,620	19,740
17	富山県	43,280	39,140	21,620
18	石川県	45,020	40,740	22,480
19	福井県	48,060	43,520	24,000
20	長野県	33,360	30,000	16,660
21	岐阜県	41,900	37,620	20,940
22	静岡県	34,000	30,560	17,000
23	愛知県	41,240	37,100	20,620
24	三重県	43,180	38,560	21,580

No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
25	滋賀県	45,840	41,140	22,900
26	京都府	45,440	40,820	22,700
27	大阪府	46,100	41,340	23,040
28	兵庫県	46,980	42,080	23,480
29	奈良県	46,100	41,340	23,040
30	和歌山県	48,940	43,920	24,460
31	鳥取県	55,440	49,620	27,720
32	島根県	56,900	51,000	28,440
33	岡山県	51,540	46,160	25,760
34	広島県	55,320	49,420	27,660
35	山口県	60,780	54,520	30,380
36	徳島県	55,760	49,880	27,860
37	香川県	52,620	47,020	26,300
38	愛媛県	58,300	52,160	29,120
39	高知県	57,420	51,420	28,700
40	福岡県	63,000	56,260	31,480
41	佐賀県	66,680	59,760	33,320
42	長崎県	69,960	62,600	34,960
43	熊本県	71,480	64,260	35,720
44	大分県	67,660	60,700	33,820
45	宮崎県	83,880	75,680	41,940
46	鹿児島県	78,340	70,540	39,160
47	沖縄県	134,620	134,620	67,310

※上記対象額に現地交通費として１日につき、１人１、０００円を上限として加算することができる。

※４７沖縄県は「航空運賃」とする。

※学割料金は、「中学生、高校生、大学生、専修・各種学校生」を対象とする。

※小児料金は、「小学生」を対象とする。但し、航空運賃は「１１歳以下」を対象とする。

※片道利用の場合は、該当する料金の半額を補助対象とする。